

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	年金生活者支援給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀山市は、年金生活者支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」及び「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取り扱いを行っている。
年金生活者支援給付金の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期してる。

評価実施機関名

亀山市長

公表日

令和8年8月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	年金生活者支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に基づき、年金生活者支援給付金に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、年金生活者支援給付金に関する法律等に基づき、次の事務を行う。 ・年金生活者支援給付金に関する給付金支給対象候補者（年金の裁定請求書を市町村において受理する、基礎年金受給者に限る）からの請求書の受理 ・厚生労働大臣（日本年金機構）が作成した年金生活者支援給付金受給候補者に係る所得情報の提供
③システムの名称	1 国民年金システム 2 中間サーバー 3 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の128の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条の2 ・番号法別表第一第95項（行政事務を処理する者は、厚生労働大臣と定められているが、受給資格者等の情報に所得情報等を付加する事務は市町村が行うため、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行う。
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民文化部市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民文化部市民課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5005 市民文化部地域サービス室 519-1192 三重県亀山市関町木崎919番地1 0595-96-1212

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠可能な文章棚への保管を徹底している。提出、作成した特定個人情報を含む書類を速やかにファイルへ保管することを徹底している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限は年金業務に携わる職員を対象に付与している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和2年5月28日	Ⅱ-3 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和3年6月3日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和3年6月3日	Ⅱ-3 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和4年6月8日	I 関連情報 5. 保護実施機関における担当部署	生活文化部市民課	市民文化部市民課	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和4年6月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総合政策部総務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和4年6月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	生活文化部市民課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5005	市民文化部市民課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5005	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和4年6月8日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和4年6月8日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和5年6月22日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和5年6月22日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和6年7月10日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和6年7月10日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和6年7月10日	I-3 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一の95の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条の2	・番号法第9条第1項 別表第一の128の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条の2	事後	
令和7年6月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム	1 国民年金システム 2 中間サーバー 3 団体内統合宛名システム	事後	
令和7年6月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の128の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条の2	・番号法第9条第1項 別表第一の128の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条の2 ・番号法別表第一第95項(行政事務を処理する者は、厚生労働大臣と定められているが、受給資格者等の情報に所得情報等を付加する事務は市町村が行うため、個人番号関係事務実施者として個人番号の利用を行う。	事後	
令和7年6月20日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和7年6月20日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和7年6月20日	Ⅳ-8 人手を介入させる作業	—	追加	事後	評価書様式変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和7年6月20日	Ⅳ-11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	追加	事後	評価書様式変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和8年6月18日	Ⅱ-1 いつの時点の計測か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和8年6月18日	Ⅱ-2 いつの時点の計測か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和8年6月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民文化部市民課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5005	市民文化部市民課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5005 市民文化部地域サービス室 519-1192 三重県亀山市関町木崎919番地1 0595-96-1212	事後	主となる問合せ先に変更はない